

告 示 第 1 5 3 号

令和 5 年 2 月 2 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託契約に係る企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

鹿児島市が、長期化する原油価格・物価高騰の影響を緩和し事業継続を支援するため、売上高に対する営業利益の割合などが減少している中小企業者等に支援金を給付する中小企業者特別支援金事業について、次に掲げる業務

- (1) 中小企業者特別支援金の申請受付
- (2) 中小企業者特別支援金の審査業務
- (3) 口座振込データ作成業務
- (4) 中小企業者特別支援金の広報及び問合せ対応

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1 事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(6)まで、(8)及び(9)の全て要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)から(7)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(8)及び(9)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 納期の到来している市税（鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (8) 鹿児島市内に事務所若しくは営業所を有する者又は鹿児島市内に事務所若しくは営業所を有していないが、契約期間中の鹿児島市の求めに対し、速やかに鹿児島市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。
- (9) 令和2年度以降に、国又は地方公共団体が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していること。

3 企画提案競技参加申出書等受付要領

(1) 受付期間

令和5年2月22日（水）から同年3月2日（木）まで（休日、土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（必着）

(3) 提出書類の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出場所及び問合せ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1318

(5) 提出書類

別に定める鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託契約に係る企画提案競技

(プロポーザル) 実施要領に従い、参加申出書及び関係書類を提出してください。

4 その他

鹿児島市中小企業者特別支援金申請受付等業務委託契約に係る企画提案競技の実施要領等については、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができます。